

在郷町桐生新町織屋吉田清助と株取得

高橋敏

Zaigo-cho Kiryu-shimachi: A Weaver, Yoshida Seisuke and His Purchase of Samurai Stock

- ① 江戸武家株売買情報文書
- ② 武家株売買の社会的背景
- ③ 尾張藩御用株の買収
- ④ 吉田清助の家産相続

【論文要旨】

近世史研究にあつて身分制度については、長く硬直的な理解がつづいた。士農工商の身分制度が厳しく守られ、特に武士と百姓・町人間の身分移動はあり得ないというのが通説であつた。

しかし、村落史、都市史研究の進展の中から家や家族史研究の深化によって、身分間移動を示す史料の事実が明らかにされつつある。

本稿が取り上げる北関東上州の在郷町桐生新町の織屋吉田家に江戸の武家株売買、譲渡に関する数点の文書を見出した。

吉田家では武家株を買収して武家身分に上昇することはなかったが、これらは巨大政治都市江戸に生まれていた武家株売買の状況を示す実に貴重な情報史料である。

売り物として登場する武家株は、「矢の根とき御用達」(蔵前取五九俵)代金六五〇兩、打物御用達(三〇人扶持)一二五〇兩の二株である。また、何百、何千兩の大金が動く売買譲渡の手続きについては詳細な取り決めを定めており、紛争を回避する手

段が講じられている。多くは買い手が売り手の家の養子となつて継嗣するため、売り手側の借金の有無、扶養家族の有無によつて金額、支払い手続きに様々な工夫がなされている。

苟も御家人株とはいえ、幕臣の一翼を担い、それなりの由緒を誇りに世襲を原則とする武家が、金銭によつて売買、取り引きされていることにまず驚かされる。このような事実をどのように理解すべきなのか、幕藩体制の内実を揺るがす事象ではないのか。

先祖伝来の武家身分を株として売つても生計を立てねばならない窮迫せる武士と、経済的な実力を背景に金にものをいわせて由緒ある武家身分を手にいれようとする町人・百姓身分が存在したことは事実である。

近世の身分の内実はどうであつたのか、幕藩制の総体の理解にかかわつて武家株売買の実態は究明されねばならない。